

新座市コミュニティバス「にいバス」広告取扱要綱

令和5年3月17日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、新座市コミュニティバス「にいバス」(以下「にいバス」という。)に掲載する広告(以下「広告」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載位置、規格及び掲載料)

第2条 広告の掲載位置、規格及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するものの広告については、掲載料を免除するものとする。

(掲載基準等)

第3条 広告は、にいバスとしての公共性及び公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの
- (4) 選挙関係のもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの
- (7) 各種法令に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (8) 行政機関から指導、勧告、助言等の行政指導又は処分を受け、改善がされていないもの
- (9) 事業者の住所、名称及び連絡先が明記されていないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告内容が現に社会問題化している状況が認められる等広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

2 広告の掲載順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれに類するものの広告
- (2) 公共的性格のある私企業で、市内に事業所等を有するものの広告
- (3) 前2号に掲げる者以外の私企業で、事業所等を有するものの広告
- (4) 前3号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当であると市長が認めるもの

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、最短掲載期間は1月、最長掲

載期間は12月とする。

2 広告の掲載は、年度で完結するものとする。

(掲載希望者の募集)

第5条 市長は、広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)を広報紙及び本市のホームページで公募するほか、必要に応じて、第3条第2項に掲げる団体等に、広告掲載の案内をするものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、掲載を希望する月の前月5日までに、新座市コミュニティバス広告掲載申込書に広告案を添えて、これを市長に提出するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申込書の提出を受けたときは、新座市コミュニティバス広告審査委員会から報告を受けた上で、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。この場合において、第3条第2項に規定する掲載順位が同位であり広告掲載枠を超えるときは、当該申込書の受付日順により広告の掲載を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の可否を決定したときは、新座市コミュニティバス広告掲載決定・掲載却下通知書により、その旨を広告掲載希望者に通知するものとする。

3 広告を掲載する旨の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、速やかに、掲載しようとする広告を市長に提出するものとする。

(掲載料の納付等)

第8条 広告主は、本市の指定する期日までに、掲載期間に応じた掲載料を納付するものとする。

2 既に納められた掲載料は還付しない。ただし、広告の掲載の決定後、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、その一部又は全部を還付するものとする。

(掲載依頼)

第9条 市長は、第7条第3項の規定により提出された広告をバス運行事業者に引き渡し、広告の掲載を依頼するものとする。

(維持管理等)

第10条 バス運行事業者は、前条の規定により依頼を受けた広告を別表の掲載位置に掲載するものとする。

2 バス運行事業者は、広告を適正に維持し、管理するものとする。

3 バス運行事業者は、掲載期間の終了日の運行後、広告を撤去し、適正に処分するものとする。

4 広告に破損、滅失等が掲載後に発生したときは、市及びバス運行事業者は、広告主に対しその責任を負わないものとする。

(代車運行時の取扱い)

第11条 整備、修理等で代車を運行するときは、その代車に広告物を一切掲載しないものとする。

2 短期間での代車の運行期間の掲載料は、還付しない。ただし、車両の修理等で1月以上を要するときは、その期間に応じて契約期間を延長するものとする。

(広告の変更)

第12条 広告は、広告主の都合により掲載期間の途中で差し替え又は変更をすることができない。ただし、やむを得ない軽微な内容の訂正による差し替えについては、この限りでない。

(委員会)

第13条 広告の掲載内容等について審査するため、新座市コミュニティバス広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第14条 委員会は、まちづくり未来部長、交通政策課長、シティプロモーション課長、総務課長、財政課長及び産業振興課長をもって組織する。

2 委員会の委員長はまちづくり未来部長を、副委員長は交通政策課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、広告の掲載希望の申出があったときに、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(会議結果等の報告)

第16条 委員長は、前条の規定により会議を行ったときは、速やかに会議の経過及び結果を市長に報告するものとする。

(委員会の庶務)

第17条 委員会の庶務は、まちづくり未来部交通政策課において処理する。

(広告掲載の取消し)

第18条 市長は、広告主又は広告の内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主が、指定する期日までに広告原稿を提出しないとき。
- (3) 広告主が、市税を滞納しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に広告掲載に支障があると認めるとき。

(広告主の責任等)

第19条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、様式の作成その他のいバスに掲載する広告に関し必要な事項は、まちづくり未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年3月31日市長決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成29年12月21日市長決裁)

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則 (令和5年1月11日市長決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

別表 (第2条及び第10条関係)

	掲載位置	規格	掲載料
車内	運転席後部ポスター	B3以内 (縦364mm ×横515mm)	1月当たり8,000円
	窓ステッカー	縦200mm× 横450mm以内	1月当たり4,000円